

## 上山市廃棄物処理に関する証紙条例施行規則

平成 8 年 8 月 22 日規則第 22 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、上山市廃棄物処理に関する証紙条例（平成 8 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (証紙の形式)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する証紙の形式は、別表のとおりとする。

2 粗大ごみ用及び共通収集用シール以外の証紙は、上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年条例第 9 号）別表に規定する市長が指定する袋に印刷するものとする。

## (売りさばき人の指定)

第 3 条 次の各号に該当するものは、条例第 5 条第 1 項の規定による売りさばき人となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者

(3) 市税を滞納している者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくはその関係者（以下「暴力団関係者」という。）又は暴力団関係者の利益となる活動を行う者

(5) 本市に店舗その他これに類似する設備を有し、物品の販売を業とする者以外のもの（市長が必要に応じ指定する者を除く。）

2 売りさばき人の指定を受けようとする者は、証紙（指定ごみ袋）売りさばき人指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 売りさばき所の位置図

(2) 身分証明書（法人の場合にあっては、登記簿の抄本）

(3) 市税の納税証明書

3 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、その結果を、証紙（指定ごみ袋）売りさばき人決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の指定に際して 5 年間を限度として有効期間を設けることができる。

5 売りさばきの人の指定を受けた者は、売りさばき所の見やすい位置に表札（様式第 3 号）を掲げなければならない。

## (指定事業者)

第 4 条 市長は、売さばき人への証紙の交付事務を事業者等（以下「指定事業者」という。）に委託することができる。

2 市長は、前項の規定により指定事業者に委託したときは、速やかにこれを告示しなければならない。委託を取り消したときも、また同様とする。

3 会計管理者は、指定事業者に証紙を交付するときは、証紙（指定ごみ袋）交付通知書（様式第 4 号）に証紙を添えて交付するものとする。

4 指定事業者は、市から証紙の交付を受けたときは、証紙（指定ごみ袋）領収証書（様式第 5 号）を会計管理者に提出しなければならない。

## (証紙の交付等)

第 5 条 指定事業者は、売りさばき人から証紙の請求があった場合は、会計管理者の指示により交付しなければならない。

2 指定事業者は、売りさばき人から、証紙の代金を領収するときは、第 8 条の規定により市が売りさばき人に対して交付すべき証紙取扱い手数料を繰替払の方法により支払い、証紙（指定ごみ袋）買受請求書兼取扱手数料領収証書（様式第 6 号）を徴し、証紙（指定ごみ袋）買受請求書（控）兼証紙代金領収証書（様式第 6 号）を交付しなければならない。

- 3 指定事業者は、前2項の規定により証紙の代金を受領し、又は証紙取扱手数料を支払ったときは、歳入金又は歳出金として整理するとともに、指定された納期限までに現金で会計管理者、出納員又は指定金融機関、収納代理金融機関に代金を納付しなければならない。この場合において、指定事業者は、証紙(指定ごみ袋)領収済通知書兼支払済通知書(様式第6号)を会計管理者に送付しなければならない。
- 4 指定事業者は、第12条第1項の規定による証紙交換請求書の提出を受けたときは、これを調査の上、会計管理者の指示のもと、当該交換しようとする証紙と同種類の証紙をもって交換しなければならない。
- 5 指定事業者は、売りさばき人に証紙を交付したときは、証紙(指定ごみ袋)出納日報(様式第7号)を作成し、速やかに会計管理者に提出しなければならない。  
(証紙の返納等)

第6条 指定事業者は、証紙を汚染し、若しくはき損したとき、条例第3条の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は前条第4項の規定により証紙の交換をしたときは、証紙(指定ごみ袋)返納書(様式第8号)に当該返納しようとする証紙を添えて会計管理者に返納しなければならない。

- 2 会計管理者は、前項の規定により証紙の返納を受けたときは、返納証紙(指定ごみ袋)受領書(様式第9号)を指定事業者に交付するものとする。

(証紙の受扱状況の報告)

第7条 指定事業者は、毎月の証紙(指定ごみ袋)受扱状況報告書(様式第10号)を作成し、翌月7日までに会計管理者に提出しなければならない。

(証紙取扱手数料の交付)

第8条 市は、売りさばき人に対し、当該売りさばき人が買い受けた証紙の代金の100分の7に相当する証紙取扱手数料を交付する。

(証紙の常備及び売りさばき)

第9条 売りさばき人は、売りさばきに支障のないよう証紙を常備するものとする。

- 2 売りさばき人は、証紙を券面額で売りさばかなければならない。
- 3 売りさばき人は、汚染し、又はき損した証紙を売りさばいてはならない。  
(売りさばき人の氏名等の変更等)

第10条 売りさばき人は、売りさばきを廃止しようとするとき又は第3条第2項に基づく申請内容に変更があったときは、速やかに証紙(指定ごみ袋)売りさばき人廃止・変更届(様式第11号)に当該事項を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 売りさばき人が死亡し、又は解散したときは、その相続人又はその清算人が前項の届出をしなければならない。
- 3 市長は、売りさばき人が死亡し、又は解散した日の翌日から1年を経過する日までに、前項の規定による届出がないときは、売りさばき人の死亡又は解散の事実を証明する書類の整備その他の必要な措置をとることによって、前項の規定による廃止届の受理に代えることができる。  
(指定の取消し)

第11条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第5条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に該当したとき。
- (2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (3) 1年以上引き続き証紙の売りさばきをしていないと認められるとき。

(証紙の交換及び買戻し)

第12条 売りさばき人は、その責に帰すことのできない理由によって汚染し、又はき損した証紙と他の証紙との交換を請求することができる。この場合において、売りさばき人は、証紙(指定ごみ袋)交換請求書(様式第12号)に当該交換しようとする証紙を添えて指定事業者に提出しなければならない。

2 売りさばき人が条例第7条第2項の規定により、現金の還付を受けようとするときは、証紙代金還付請求書（様式第13号）に当該還付を受けようとする証紙を添えて会計管理者に提出しなければならない。

（証紙の出納保管）

第13条 会計管理者は、証紙（指定ごみ袋）出納簿（様式第14号）により、その出納の状況を明らかにするものとする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、証紙収入に関する会計事務については、上山市財務規則（平成7年規則第18号）に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の上山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条第3項に規定する指定ごみ袋等の交付及び上山市廃棄物処理に関する証紙条例施行規則第5条に規定する売りさばき人への証紙の交付その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。